

～ビジネスマッチング展示会開催及び出展事業費補助金のご案内～

【制度のあらまし】

伊勢崎市は、市内中小企業者の皆様が、展示会又はオンライン展示会に出展する際、主催者等へ直接支払う経費の3分の2以内の額(上限20万)を補助金として交付します。また、主に市内に事業所がある企業を対象とした展示会を開催する事業者に対し、開催経費の2分の1以内の額(上限50万)を補助金として交付します。

【補助対象事業、補助対象者、補助対象経費等】

| | 出展費補助 | 開催費補助 |
|--------|--|---|
| 補助対象事業 | 展示会又はオンライン展示会に自ら出展する事業 ※展示会については、県外及び海外で開催されるものが対象 | 以下のいずれにも該当する展示会の開催 ・開催規模：30社以上 ・出展割合：全出展者数のうち市内に事業所を有する者の割合が30%以上 ・開催場所：県内 |
| 補助対象者 | (1)市内に本社がある中小企業者であり、かつ、市内に事業所を有するもの(小売業を除く) (2)市税の滞納がない者 | (1)商工団体(伊勢崎商工会議所又は群馬伊勢崎商工会) (2)市内に支店を置く金融機関 |
| 補助対象経費 | 中小企業者が主催者等へ直接支払う次に掲げる経費 (1)小間料及びブース貸借料(オンライン展示会にあつては、登録料、参加料等) (2)出展負担金 (3)展示装飾費(オンライン展示会にあつては、当該展示会で使用するコンテンツ作成費) (4)備品借上料 (注意)補助対象経費が7万5,000円未満の場合には、補助金交付の対象とはなりません。 | 展示会開催に必要な経費 (1)会場使用料 (2)設営及び事業費用(会場設営費用、備品等の借上げ、購入費用、ウェブサーバーの借上げ費用等) (3)周知費用(ポスター、チラシの印刷製本費、広告宣伝費等) (4)その他市長が認める経費 (注意)出展料金等の収入がある場合は、これを差し引いた額が対象経費となります。 |
| 補助額 | 補助率：3分の2以内 上 限：20万円 | 補助率：2分の1以内 上 限：50万円 |
| 申請期限 | 展示会開催日の10日前まで ※申請は、1事業者当たり、同一年度2回までです。 | |

【お問い合わせ先】

〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410
 伊勢崎市産業経済部企業誘致課 ☎0270-27-2756(ダイヤルイン)
 メールアドレス：kigyou@city.isesaki.lg.jp